

戸籍の記載に基づき、被相続人の隠居時の本籍を記載するか、又は最後の本籍を記載する。

被相続人 法務太郎 法定相続情報 1 / 2

隠居時の本籍

○県市町番地

出生 明治○年○月○日

隠居 昭和○年○月○日

(被相続人)

法務太郎

隠居の年月日を記載する。

被相続人の氏名を記載する。

住所 ○県市町番地

出生 明治○年○月○日

(子・家督相続人)

法務次郎

続柄には、家督相続人である旨を併記する。

以下余白

同一人について、隠居による家督相続及び死亡による遺産相続が生じている場合は、原則として、1枚目に隠居による家督相続を表す一覧図を作成し、2枚目に死亡による遺産相続を表す一覧図を作成する。各一覧図には、1 / 2、2 / 2などの一覧図のページ数及び全枚数を記載する。
なお、相続手続をとる財産等について、専ら隠居による家督相続により承継されているなどの場合は、死亡による遺産相続を表す一覧図の作成は省略してもよい。遺産相続を表す一覧図の作成を省略する場合は、1 / 2などのページ数の記載は不要である。

出典：法務省ホームページ